

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

◇選管告示

鳥取県知事の選挙の実施

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長等の選任

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長が事務を行なう場所

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙に用いる投票用紙の様式

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時等

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会において演説することのできる候補者を決定するくじを行なう日時等

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行なう日時等

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時等

目 次

◇選挙長告示

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙会の場所等

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行なう場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を昭和四十五年十一月十八日行なうので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長 米子市明治町八番地

加藤 章

二 選挙長の職務代理者 鳥取市田園町二丁目二〇三番地

川崎 正信

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行なう。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五条第二項の規定により次のとおり定める。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目

折目

折目

○ ちゅう
注 意

一 こうほしやしめい、らんない、ひとりか
候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 こうほしや、もの、しめい、か
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしやしめい
候補者氏名

鳥取県知事選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

表

鳥 取 県 知 事 選 挙 投 票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

裏

備考 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十五年十月二十六日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

月 日	曜日	時 間	会 場
十月二十八日	水	午後七時三十分	米子市 米子市公会堂
二十九日	木	〃	日野町 根雨公会堂
三十日	金	〃	境港市 境小学校
三十一日	土	〃	名和町 名和中学校

十一月二日	月	東伯町	東伯中学校
四日	水	倉吉市	成徳小学校
五日	木	三朝町	三朝温泉会館
六日	金	気高町	浜村小学校
七日	土	鳥取市	遷番小学校
九日	月	郡家町	中央中学校
十一日	水	米子市	明道小学校
十三日	金	鳥取市	鳥取市民会館

二 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 四人以内

演説の時間 四十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条第二項後段に規定する各立会演説会において演説することのできる候補者を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示す

る。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十五年十月二十五日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条第四項に規定する立会演説会の演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十五年十月二十五日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十五年十月二十七日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第七十八条の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和四十五年十一月二十一日 午前十一時

鳥取県知事選挙選挙長告示

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十五年十月二十四日

鳥取県知事選挙選挙長 加藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和四十五年十一月十五日 午後五時十分